

訓練手当支給要領

平成 26 年 6 月 6 日

改正 平成 26 年 10 月 1 日

平成 27 年 1 月 1 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 3 月 18 日

令和 3 年 3 月 29 日

令和 4 年 3 月 22 日

訓練手当支給要領を次のように定め、平成 26 年 6 月 6 日から適用し、訓練手当支給要綱（昭和 41 年 7 月 21 日告示第 641 号）は廃止する。

1. 趣旨

この要領は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 号の給付金のうち、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労働施策総合推進法施行規則」という。）第 2 条第 2 項第 1 号から第 8 号の 4 まで及び第 10 号から第 12 号まで並びに同条第 3 項及び第 5 項並びに同令附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する訓練手当を予算の範囲内で支給するにあたり必要な事項を定める。

2. 支給対象者

- (1) 訓練手当は、長野県内に所在する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）の指示により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項による認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は職場適応訓練委託要綱（昭和 38 年長野県告示第 502 号）の規程に基づき作業環境に適応させるために行う訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。
 - イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 22 条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者
 - ロ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 25 条第 1 項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると安定所長により認定さ

れた者(これは「広域職業紹介活動実施要領」(平成13年9月12日付け職発第539号)第3の1の(3)により広域就職適格者として選定された者である。)

- ハ 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの
- ニ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。))を新たに卒業した者であって、激甚災害地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)
- ホ へき地に居住している者
- ヘ 労働施策総合推進法施行規則第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者
- ト 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者(児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいう。)であって、公共職業安定所(以下「安定所」という。)により職業のあっせんを受けることが適当であると安定所長により認定されたもの
- チ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第1条の4に規定する精神障害者のうち、安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると安定所長により認定されたもの
- リ 労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第8号に規定する母子家庭の母等の求職者
- ヌ 労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第8号の2に規定する父子家庭の父の求職者
- ル 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平成6年法律第30号)第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算

して10年を経過していないもの

「永住帰国」の定義及び「中国残留邦人等及びその親族等」の範囲は、昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号通達の別添3「広域求職活動費支給要領」1の(1)のロと同様とする。

ヲ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成14年法律第143号)第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同号に規定する帰国した被害者であってその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

「帰国被害者等」の範囲は、昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号通達の別添3「広域求職活動費支給要領」1の(1)のヌと同様とする。

ワ 労働施策総合推進法施行規則附則第2条第1項第2号に規定する漁業離職者

カ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

コ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)(以下「本四連絡橋特別措置法」という。)第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令(昭和56年労働省令第38号)第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

タ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第1項第4号に規定する行為(沿岸荷役)を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止(以下タにおいて「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされたもの(当該事業規模の縮小等の実施について安定所長の認定を受けた事業主に限る。)に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの、すなわち昭和60年4月8日付け職発第178号、能発第85号「本州四国連絡橋の供用に伴う港湾運送事業に関する雇用対策の実施について」の別添2「本州四国連絡橋の供用に伴う港湾運送事業に関する雇用対策実施要領」の第5(港湾運送事業離職者に係る手帳の発給)の規定による港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けている者

- (2) 訓練手当は、(1)に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いているものを除く。)で労働施策総合推進法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者がロからニで掲げる給付(労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、イに掲げる給付を含む。)の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの要領に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。
- イ 雇用保険法第16条の規定による基本手当又は同法第37条の規定による傷病手当
 - ロ 雇用保険法第48条の規定による日雇労働求職者給付金
 - ハ 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条の規定による退職手当
 - ニ 前各号に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するものを受けすることができる場合
- (4) 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者(同法第41条第1項に該当する場合は除く。)が雇用保険法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6か月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうち、いずれか早く到来する日までの間は訓練手当は支給しない。

3. 支給制限

訓練手当は、支給対象者が偽りその他不正の行為により法第18条の職業転換給付金その他法令の規定によるこれに相当する給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、支給しない。ただし、やむを得ない理由その他特別の事情があると認められるときは、訓練手当の一部又は全部を支給することができる。

4. 訓練手当の種類

訓練手当は、基本手当、技能習得手当(受講手当及び通所手当)及び寄宿手当とする。

5. 基本手当

(1) 基本手当は、支給対象者が訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が、疾病又は負傷により引き続き 14 日を超えて訓練を受けることができなかつた場合は、当該 14 日を超える期間又は天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず訓練を受けなかつた場合は当該訓練を受けなかつた期間について支給しない。

(2) 基本手当の日額は、支給対象者の居住する地域により、別表に掲げる地域の級地区分に従って定める次の額とする。ただし、職業訓練等を受けるために居所を変更した場合はその級地区分になる。

イ 1 級地 4,310 円

ロ 2 級地 3,930 円

ハ 3 級地 3,530 円

(3) 前項の規定にかかわらず、20 歳未満である者に対して支給する基本手当の日額は、3,530 円とする。

(4) 第 2 項の規定にかかわらず、市町村の廃置分合等により市町村の区域に変更が生じたときの基本手当の日額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

イ 市町村の合体、編入又は境界変更（人口異動を伴わない場合を除く。以下同じ。）により日額の異なる地域が同一の市町村の区域に属することとなった場合は、当該市町村の全部の区域について、合体、編入又は境界変更が行われた日から、その日の前日における当該地域の級地区分のうち最も高い日額

ロ 市町村の分割又は分立が行われた場合は、当該地域について従前の日額

6. 技能習得手当

技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

(1) 受講手当

イ 受講手当は、支給対象者が訓練を受けた日数に応じて 40 日分を限度として支給する。

ロ 受講手当の日額は、500 円とする。

(2) 通所手当

イ 通所手当は、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する支給対象者に対して支給する。

(イ) 支給対象者の住所又は居所から職業訓練等を行う施設への通所(以下「通所」という。)のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例

とする者(交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び(ハ)に該当するものを除く。)

(ロ) 通所のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び(ハ)に該当するものを除く。)

(ハ) 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の距離が、片道2キロメートル未満であるものを除く。)

ロ 通所手当の月額は、次の(イ)から(ホ)までに掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。

(イ) イの(イ)に該当する者

ハ及びニに定めるところにより算定したその者の1か月の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(ロ) イの(ロ)に該当する者

自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円(5の(2)により定められた基本手当の日額の級地区分が3級地に該当する者であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者については8,010円。)

(ハ) イの(ハ)に該当する者(交通機関を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である者及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者(イ)に掲げる額と(ロ)に掲げる額との合計額

(ニ) イの(ハ)に該当する者のうち、運賃等相当額が(ロ)に掲げる額以上である者(前号に掲げる者を除く。)

(イ)に掲げる額

(ホ) イの(ハ)に該当する者のうち、運賃等相当額が(ロ)に掲げる額未満である者((ハ)に掲げる者を除く。)

(ロ)に掲げる額

ハ 運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとする。

ニ 運賃等相当額は、次の(イ)又は(ロ)による額の総額とする。

(イ) 交通機関等が定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下同じ。)を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1か月の定期乗車券(等級区分のあるときは、最低の等級による。)の価額

(ロ) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通所21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの。

ホ 5(1)ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額、ロの規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合をロの規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

7. 寄宿手当

(1) 寄宿手当は、支給対象者が訓練を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出はしていないが事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿している場合に、当該親族と別居して寄宿した期間の日数に応じて支給する。

(2) 寄宿手当は、月額10,700円とする。ただし、次の各号に掲げる日のある月の寄宿手当の月額、その日数のその月の現日数に占める割合を10,700円に乗じて得た額を減じた額とする。

イ 前項に規定する親族と別居して寄宿していない日

ロ 5(1)ただし書の規定により基本手当を支給されない日

8. 受給資格の認定

(1) 訓練手当の支給を受けようとする者は、様式第1号の訓練手当受給資格認定申請書を知事に提出するものとする。提出にあたり、知事は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条及び第16条の規定により、様式第1号別添の訓練手当個人番号申告書により個人番号(確認書類を含む)の提供を求めるものとする。

(2) 知事は、前項の申請書を提出した者が受給資格を有するものと認定したときは、様式第2号の訓練手当受給資格認定書をその者に交付するものとする。

(3) 知事は、第1項の申請書を提出した者が受給資格を有しないものと認定したときは、その者に対して、その旨を通知するものとする。

9. 手当の支給方法

- (1) 公共職業訓練にあつては公共職業能力開発施設の長、職場適応訓練にあつては当該訓練を実施する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長は、それぞれ、これらの訓練に係る前条2項に規定する受給資格を有すると認定された者について、月ごとに様式第3号の訓練手当支給調書を作成し、翌月の5日までに知事に提出するものとする。この場合において、職場適応訓練を行う事業主は、当該訓練に係る当該調書の作成に必要な資料を所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。
- (2) 求職者支援訓練に係る前条第2項に規定する受給資格を有すると認定された者は、月ごとに様式第4号の訓練実施施設の長の受講証明がなされた訓練手当支給申請書を作成し、別に定める書類を添えて翌月の5日までに知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、第1項に規定する調書及び第2項に規定する申請書により、毎月15日（その日が休日にあたるときは、その前日）までに訓練手当を支給するものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の事情があると認めるときはすでに訓練を終了した部分について2回以上に分けて支給することができる。
- (5) 職業訓練等を実施する職業能力開発施設等が受講対象者の居住する都道府県と異なる都道府県に所在する場合、訓練手当の支給は、安定所長が職業訓練の受講の指示を行った安定所の所在する都道府県において行う。（ただし、安定所長の職業訓練の受講の指示後、受講の指示をされた者が当該職業能力開発施設等の所在する都道府県に異動した場合は、異動前の都道府県において訓練手当の支給を行う。）

10. 訓練手当の受給の変更及び中止

- (1) 支給対象者は、特別の事情により手当の受給額を変更する理由が生じ、又は受給を中止しようとするときは、様式第5号の訓練手当受給資格認定変更（中止）申請書を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その諾否を様式第6号の訓練手当受給資格変更（中止）認定書により受給資格者に通知するものとする。

11. 関係書類

- (1) その他必要書類の様式は別に定める。
- (2) この要領により、知事に提出し、又は公共職業訓練を受ける者に交付する書類（求職者支援訓練に係るものを除く。）は、当該公共職業訓練を実施する施設の

長を経由するものとする。

12. その他

(1) 調整

同一の事由により国の支給する職業訓練に関する手当の支給を受けることができる者に対しては、この要領による訓練手当は支給しない。

(2) 経過措置等

イ この要領の2の(1)のイに該当する者に係るこの要領の適用については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が効力を有すると定める日までとする。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則附則第2項ただし書に定める者については、同項ただし書に定める間この要領を適用する。

ロ この要領の適用日前の、訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の規定による訓練手当については、なお従前の例による。

附則（平成26年6月5日26人材第88号）

この要領は、平成26年6月6日から適用する。

附則（平成26年10月1日26人材第214号）

この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附則（平成26年12月26日26人材第272号）

この要領は、平成27年1月1日から適用する。

附則（平成27年10月1日27人材第179号）

この要領は、平成27年10月1日から適用する。

附則（平成28年4月1日28人材第1号）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成30年2月22日29人材第317号）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月18日30人材第380号）

この要領は、平成31年3月18日から適用する。

附則（令和3年3月29日2人材第446号）

1. この要領は、令和3年4月1日から適用する。

2. この要領の第8.（2）及び第10.（2）に規定するもの以外の書類・資料については、電磁的方法による提出も可能とする。

附則（令和4年3月22日3産人第415号）

1. この要領は、令和4年4月1日から適用する。

2. 適用日時点において受給期間が存続する者についても適用する。

3. 過去5年において支給を受けた者（適用日時点において既に受給期間が終了している者）についても都道府県知事等からの情報照会があった場合に限り適用する。